

第 1 章 日本標準産業分類の変遷と第 13 回改定の概要

1. 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷

日本標準産業分類は、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、全ての経済活動を産業別に分類している。

ここに刊行した「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）」は、昭和 24 年 10 月の設定後 13 回目の改定に当たり、平成 19 年 11 月の前回改定以降の新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化等を踏まえている。

ここで日本標準産業分類の変遷を、昭和 24 年 10 月の設定以前の経緯と併せて述べれば、概略は次のとおりである。

大正 9 年の第 1 回国勢調査のときに作られた職業分類（大正 9 年 12 月 24 日内閣訓令第 1 号）に産業の分類に当たる部分も含まれているが、我が国の最初の産業分類は、昭和 5 年第 3 回国勢調査に際し、職業分類と明確に分けて作られた産業分類（昭和 5 年 12 月 27 日内閣訓令第 3 号）とするのが適当である。この産業分類は、大分類、中分類、小分類からなる 3 段階構成であり、その構成は、大分類 10、中分類 42、小分類 280 となっている。しかしながら、各省が統一的使用するように規定されていたものの、同時に、特に必要があるときは本分類と比較対照を失わない程度に各項目を変更することができるとされていた。

戦後、国際連合が提唱した 1950 年世界センサスに呼応して、我が国でも大規模な各種センサスを実施することとなった。これを機会に、統計の総合調整を所管する行政委員会として設けられた統計委員会の下に 1950 年センサス中央計画委員会及び各種の専門部会が設置され、センサス実施とともに、基礎事業である各種分類の研究が進められることとなった。

専門部会の一つである産業分類専門部会によって、日本標準産業分類の作成作業が昭和 23 年 3 月から開始された。米国の専門家の協力も得つつ、米国の標準産業分類や国際連合の国際標準分類の研究等の検討作業が行われ、同年 8 月に日本標準産業分類仮草案が作成された。さらに、総理庁統計局（現在の総務省統計局）及び商工省調査統計局（現在の経済産業省大臣官房調査統計グループ）における試験調査等を踏まえた修正を経て、同年 10 月に最終決定され、「日本標準産業分類第 1 巻-分類項目名、説明及び内容例示(昭和 24 年 10 月)」及び「日本標準産業分類第 2 巻-五十音索引（昭和 25 年 3 月）」として、統計委員会事務局より刊行公表された。

日本標準産業分類が政府として統一的使用されるようにするための方策については、昭和 24 年 12 月 23 日の第 12 回統計委員会及び昭和 25 年 4 月 28 日の第 17 回統計委員会において審議され、その結果、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく政令を制定し、その使用を義務付けることとなった。

その際、検討課題となったのは、日本標準産業分類が、数多くの統計調査に対し、無理なく適用できるものとなっているかという点であった。そこで、日本標準産業分類の実際の使用状況や、我が国産業構造の変化を検討した結果、日本標準産業分類を改定する必要があるとの結

論に達した。改定作業は、産業分類専門部会に産業部門別小委員会を設けて行われ、昭和 26 年 3 月改定に関する成案が得られたことから、前述の政令として、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和 26 年 4 月 30 日政令第 127 号。以下「分類政令」という。）が制定・公布されるとともに、日本標準産業分類についても第 1 回改定及び統計委員会公示としての官報掲載が行われた。

統計委員会は、昭和 27 年 8 月に行われた行政機構改革に伴い行政管理庁に統合され、統計審議会が附置されることとなった。日本標準産業分類に関する諸問題については、統計審議会の下に設けられた産業分類専門部会が審議に当たることとなり、昭和 28 年 3 月の第 2 回改定は同部会の審議を踏まえて行われた。昭和 27 年 9 月 18 日の第 1 回統計審議会において、行政管理庁長官から統計審議会会長にあてた諮問第 1 号（統計調査に用いる産業分類の基準の設定について）が行われ、これに対する 2 回の答申を受けて、昭和 29 年 2 月の第 3 回改定及び、昭和 32 年 5 月の第 4 回改定がなされた。これ以後も、我が国産業構造の変化等を反映して各種統計調査での使用上多くの問題が生じてきたことから、統計審議会に対し諮問・答申を行った上で改定が行われた。

平成 19 年 5 月、第 166 回国会において、公的統計の体系的かつ効率的整備及びその有用性の確保を図ることを目的とした統計法（平成 19 年法律第 53 号）が成立し、同法第 28 条において、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準である「統計基準」が設けられた。統計基準は、同条に基づき総務大臣が設定するものである。また、統計法の規定により統計委員会が設置され、統計審議会は統計委員会に改組された。

統計法の全面施行に伴い、分類政令が廃止されたため、日本標準産業分類を統計基準として設定する必要が生じた。総務大臣は、統計委員会に対して平成 21 年 1 月 19 日に諮問を行い、統計基準として設定して差し支えないとの答申を得た上で、平成 21 年 3 月に日本標準産業分類を統計基準として設定し、公示した。

平成 25 年 10 月の今回の第 13 回改定は、統計基準化された後の初めての改定に当たる。

参考のため、改定についての年月日等を示せば、次のとおりである。

日本標準産業分類(昭和24年10月設定)の改定経緯

	審議会関係(注1)			告示関係	
	諮問番号	諮問日	答申日	告示日	適用日
第1回	-	-	-	昭26. 4.30	昭26. 5. 1
第2回	-	-	-	昭28. 3.31	昭28. 4. 1
第3回	第1号	昭27. 9.18	(1)昭29.2.12	昭29. 2.27	昭29. 3. 1
第4回			(2)昭32.4.26	昭32. 5. 1	昭33. 1. 1
第5回	第92号	昭37.11.19	昭37.12.14	昭38. 1.12	昭38. 4. 1
第6回	第105号	昭41. 2.18	昭42. 2.17	昭42. 5. 1	昭43. 1. 1
第7回	第139号	昭46. 6.16	昭47. 2.18	昭47. 3.31	昭47. 4. 1
第8回	第164号	昭50.12. 5	昭51. 4.16	昭51. 5.15	昭52. 1. 1
第9回	第195号	昭57.12.17	昭58. 4.15	昭59. 1.10	昭60. 4. 1
第10回	第233号	平 3. 6.14	平 5. 7. 9	平 5.10. 4	平 6. 4. 1
第11回	第268号	平13. 2.16	平14. 1.11	平14. 3. 7	平14.10. 1
第12回	第320号	平19. 4.13	平19. 9.14	平19.11. 6	平20. 4. 1
統計基準設定(注2)	第14号	平21. 1.19	平21. 1.19	平21. 3.23	平21. 4. 1
第13回	第53号	平25. 5.17	平25. 9.27	平25.10.30	平26. 4. 1

(注1) 平成19年10月に統計審議会に代わり統計委員会が置かれたことから、第3回～第12回改定に関する審議は統計審議会で、それ以後は統計委員会で行われている。

(注2) 平成21年の設定は、現行統計法施行に伴い、位置付けが統計基準に変更されたことから行ったものであり、分類の内容については、第12回改定と変化はない。

2. 日本標準産業分類の改定要旨

(1) 日本標準産業分類改定に関する統計委員会への諮問

総政企第 103 号

平成25年 5 月17日

統計委員会委員長

樋口 美 雄 殿

総 務 大 臣

新 藤 義 孝

諮問第 53 号

日本標準産業分類の変更について（諮問）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準を別紙のとおり変更するに当たり、同法第28条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(2) 統計委員会答申

府 統 委 第 1 2 2 号
平成 2 5 年 9 月 2 7 日

総 務 大 臣
新 藤 義 孝 殿

統計委員会委員長
樋 口 美 雄

諮問第 53 号の答申
日本標準産業分類の変更について

本委員会は、諮問第 53 号による日本標準産業分類の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 変更の適否

日本標準産業分類については、以下の理由を踏まえ、別紙 1 のとおりとすることが適当である。

2 理由

(1) 「一般原則」の統計基準であることの明確化

総務省は、これまで分類項目と一体的に定めてきたものの統計基準に含めて公示していなかった「一般原則」についても、改めて統計基準として明確化することとしている。

「一般原則」は、「産業の定義」、「事業所の定義」等、日本標準産業分類の基本的な原則が記載されているもので、これを基に各種の統計調査の設計が為されている。よって、統計基準の定義を定める統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項「公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準」に該当することから、統計基準に含めることが適当である。

(2) 分類項目の変更

総務省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、統計基準の見直しは、設定後「おおむね 5 年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」とされており、前回改定（平成 19 年）から 6 年が経過したことから、新産業や新制

度の状況、既存産業の状況変化等を踏まえ、以下の変更を行うこととしている。

なお、これらについては、個別の審議に先立ち、分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方（別紙2）について各委員・専門委員の合意を得た上で、それに沿って審議を行い、結論を得たものである。

ア 分類項目の新設（小分類1、細分類5）

幼保連携型認定こども園（小分類及び細分類）

平成24年8月の「子ども・子育て関連三法」の成立・公布により、現行の認定こども園制度が改善され、学校及び児童福祉施設の法的位置付けを持つ単一の認可施設として、新しい「幼保連携型認定こども園」が制度化されることに伴い、「大分類O-教育,学習支援業」、「中分類81 学校教育」の下に「小分類819 幼保連携型認定こども園」及び「細分類8191 幼保連携型認定こども園」を新設することとしている。

これについては、新たな制度として幼稚園（「大分類O-教育,学習支援業」に属する小分類）と保育所（「大分類P-医療,福祉」に属する細分類）の機能を併せ持ち、かつどちらが主業であるかの識別が困難であることから、新たな分類項目を設ける必要がある。また、「大分類O-教育,学習支援業」に位置付けることについては、小学校、中学校等の並びと同様の小分類となり、子どもが小学校、中学校と教育を受けていく連続性の中に位置付けることができること、「大分類P-医療,福祉」に位置付け、「保育所」と同列の並びとした場合には細分類となり小分類に比べ、より統計調査の結果が得にくくなることからいずれも適当である。

市場調査・世論調査・社会調査業（細分類）

市場・世論・社会に関する情報の調査・分析を行う事業所は、現在「大分類G-情報通信業」、「中分類39 情報サービス業」、「小分類392 情報処理・提供サービス業」の下に「細分類3929 その他の情報処理・提供サービス業」の中に含まれているが、これを同小分類の下に「細分類3923 市場調査・世論調査・社会調査業」として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、事業所の経済活動として明確に区分できること、国際標準産業分類（ISIC）でも対応する分類項目があり、国際比較可能性も向上することなどから、適当である。

リラクゼーション業（手技を用いるもの）（細分類）

手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所は、現在は主に「大分類N-生活関連サービス業,娯楽業」、「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「小分類789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下に「細分類7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」の中に含まれていると考えられるが、これを同小分類の下に「細分類7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）」として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、「手技を用いるもの」に限定することにより事業所の経済活動として明確に区分できるこ

と、ヘルスケア産業の振興や消費者保護政策立案等、今後の政策の展開においてヘルスケア産業を構成する一つの産業として統計調査の結果を把握する必要が見込まれることなどから、適当である。

ネイルサービス業（細分類）

ネイル化粧品を用いてネイルケア、ネイルアートなどを手及び足の爪に施す事業所は、現在は「大分類N-生活関連サービス業, 娯楽業」, 「中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業」, 「小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「細分類 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」の中に含まれているが、これを同小分類の下の「細分類 7894 ネイルサービス業」として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、ネイルサービスに対する消費者の認知は確実に定着しており、ネイルサービス業振興と併せ消費者保護政策立案等、今後の政策の展開において統計調査の結果を把握することが必要であることなどから、適当である。

コールセンター業（細分類）

電話等により顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所は、現在「大分類R-サービス業（他に分類されないもの）」, 「中分類 92 その他の事業サービス業」, 「小分類 929 他に分類されない事業サービス業」, 「細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に含まれているが、これを同小分類の「細分類 9294 コールセンター業」として新設することとしている。

これについては、コールセンター業は、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、事業所としての経済活動も明確に区分することができること、雇用対策のための企業誘致の施策等、今後の政策の展開において統計調査の結果を把握することが必要であること、国際標準産業分類でも対応する分類項目があり国際比較可能性も向上することなどから、適当である。

イ 分類項目の移動（細分類の小分類間の移動1）

現在、「大分類E-製造業」, 「中分類 12 木材・木製品製造業（家具を除く）」, 「小分類 121 製材業, 木製品製造業」にある「細分類 1213 床板製造業」を、「小分類 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」へ移動し、「細分類 1228 床板製造業」とすることとしている。

これについては、現在国内で生産されている床板の95%が、複合フローリングであり、「製材」のグループよりも「造作材」のグループの方が、実態をより反映するものと考えられることから、適当である。

ウ 分類項目名の変更（小分類2、細分類5）

分類項目名について、制度変更への対応及び表現の明確化のため以下のような変更を行うこととしている。

変更後	変更前
(「大分類E 製造業、中分類24 金属製品製造業」中) 小分類 243 暖房・調理等装置、配管工事用 附属品製造業	(「大分類E 製造業、中分類24 金属製品製造業」中) 小分類 243 暖房装置・配管工事用附属品 製造業
(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取引業、 商品先物取引業」中) 小分類 652 商品先物取引業、商品投資 顧問業 注1)	(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取引業、 商品先物取引業」中) 小分類 652 商品先物取引業、商品投資業
(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取引業、 商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、商品投資顧 問業」中) 細分類 6521 商品先物取引業 注2)	(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取引業、 商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、商品投資 業」中) 細分類 6521 国内市場商品先物取引業
(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取引業、 商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、商品投資顧 問業」中) 細分類 6522 商品投資顧問業 注1)	(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取引業、 商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、商品投資 業」中) 細分類 6522 商品投資業
(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取引業、 商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、商品投資 顧問業」中) 細分類 6529 その他の商品先物取引業、 商品投資顧問業 注1)	(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取引業、 商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、商品投資 業」中) 細分類 6529 その他の商品先物取引業、 商品投資業
(「大分類M 宿泊業、飲食サービス業、中分類76 飲食 店、小分類769 その他の飲食店」中) 細分類 7699 他に分類されない飲食店	(「大分類M 宿泊業、飲食サービス業、中分類76 飲食 店、小分類769 その他の飲食店」中) 細分類 7699 他に分類されない <u>その他の飲 食店</u>
(「大分類N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類79 そ の他の生活関連サービス業、小分類799 他に分類されな い生活関連サービス業」中) 細分類 7993 写真プリント、現像・焼付業	(「大分類N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類79 そ の他の生活関連サービス業、小分類799 他に分類され ない生活関連サービス業」中) 細分類 7993 写真現像・焼付業

制度変更に係るもの

注1) 前回改定(平成19年)において、従前「細分類652 商品投資業」に例示していた「商品投資顧問業」と「商品投資販売業」のうち「商品投資販売業」が制度変更のため他の細分類へ移動したことにより、「商品投資顧問業」だけが本分類に該当することとなったが、分類項目名までは変更していなかったため、今回、それを明確にするため名称変更を行う。

注2) 商品先物取引法の改正により、国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を業として行う者については、「商品先物取引業者」として横断的な規制体系が整備された。これに伴い、現行の「国内市場商品先物取引業」を「商品先物取引業」へ名称変更を行う。なお、「外国商品市場取引業」については、現在「細分類6529 その他の商品先物取引業、商品投資業」に含まれているが、名称変更後の「細分類6521 商品先物取引業」に含む。

これらについては、産業に係る制度の変更や活動内容をより適確に名称へ反映させたものであることから、適当である。

(3) 前回(第12回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応

総務省は、前回(第12回改定)統計審議会答申において指摘された事項への対応については、以下のとおりとしている。

前回答申文の指摘事項	対 応
<p>大分類「農業,林業」について(統合・新設) 農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じることが必要である。</p>	<p>平成 22 年国勢調査の産業大分類結果において、「A 農業,林業」の結果と併せて「うち農業」の結果も表章。</p>
<p>大分類「鉱業,採石業,砂利採取業」について(名称変更) 大分類「鉱業,採石業,砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。</p>	<p>事業活動の類似性を考慮した他の大分類との統合可能性、国際比較の観点、事業規模としての将来的な展望の有無等も含めて、総合的にそのあり方を検討した結果、大分類「鉱業,採石業,砂利採取業」は存続させることとする。</p>
<p>大分類「不動産業,物品賃貸業」について(統合・新設) 「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多くの統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点からの配慮を行うことが望まれる。</p>	<p>「不動産業」を継続して把握できる統計調査としては、財務省の法人企業統計調査、総務省の労働力調査、経済センサス-基礎調査などがあり、継続性確保の観点から統計調査実施府省において配慮がなされている。</p>
<p>中分類「無店舗小売業」について(新設) 新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。</p> <p>中分類に共通して設けた小分類「管理,補助的経済活動を行う事業所」について(新設) 今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。</p>	<p>統計調査の実査上の問題点について、平成 21 年経済センサス-基礎調査の実査及び産業格付事務等を検証した結果、一定の事業所が捕捉されており、産業格付け上も特に問題は見当たらなかった。</p>

これらについては、おおむね適当であるが「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証については、「3 今後の課題」に記すとおりである。

(4) その他

総務省は、今回の改定案には含まれていないが検討を行ったもののうち「調剤薬局」の属すべき大分類の変更、「レッカー車業」の細分類の新設について、諮問の妥当性や今後の検討作業の課題についての意見を求めている。

これらについては、次のとおりである。

ア 「調剤薬局」については、日本標準産業分類は業法による分類ではなく、医薬品の販売という経済活動に着目して小売業としていること、国際比較の観点からも国際標準産業分類や諸外国の産業分類は小売業に位置付けていることから、大分類の変更を行わないことは適当である。ただし、「薬局」とは「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業

務を行う場所」と法令で定義されており、処方せんに基づく調剤を行っている多くの薬局からは、法令に基づく名称でない「調剤薬局」という分類項目名は不適切であるとの指摘があることから、「調剤薬局」という分類項目名について、今後、統計調査の実施上の観点も踏まえ検討を行う必要がある。

イ 「レッカー車業」については、その実態把握が十分できていないことから、今後、関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の適否を検討することは、適当である。なお、その際には、国際比較の観点から、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要がある。

3 今後の課題

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月閣議決定)における「公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね 5 年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」に基づき今回、日本標準産業分類の変更について検討を行い、必要な変更を行うこととしたが、今後においてもその趣旨を踏まえ、適時適切に見直しの検討を行う必要がある。その際には、分類項目や一般原則について、今回の変更では活用できなかった経済センサス-活動調査の結果や実施状況等を十分活用するとともに、国際比較性をより向上させる観点からの検討を行う必要がある。

また、特に以下の事項について今後検討する必要がある。

(1) 一般原則について

「第 3 項 分類の基準」において 3 つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較しその妥当性を検討する。

(2) 「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」について

前記「2 (3) 前回(第 12 回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応」において、「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証を「平成 21 年経済センサス-基礎調査」を用いて行っているが、今後引き続き、販売額や経理事項を調査事項としている「平成 24 年経済センサス-活動調査」においても問題点の把握・検証を行う必要がある。

なお、「無店舗小売業」については、現在は「店舗を持たない小売業」としているため、インターネットによる通信販売が売上げの大宗を占めていても、店舗があれば「無店舗小売業」とならないことなど、急速に発展しているこれらインターネットによる電子商取引の活動の実態をより正確に把握する観点から見直す必要がないかを検討する。

別紙 2

日本標準産業分類における小・細分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方

政府内における日本標準産業分類の小・細分類項目の新設、廃止等の検討に当たっては、従来から直近上位の分類の1割以上といういわゆる「量的基準」に加え、産業構造の変化、統計上の必要性、国際分類との比較可能性等についてデータや意見を集め総合的に勘案してきたが、今般の検討に当たり、この総合勘案も加味して視点を整理し、基本的な考え方とした。

1 客観的・数量的な視点

検討の対象となる産業の事業所数、従業者数、生産額等が直近上位の分類に対して一割以上の規模を有していること（いわゆる量的基準）。

2 産業分類において勘案が必要な1以外の視点

- (1) 国内産業の全体の中で一定のプレゼンスが認められること。
- (2) 統計調査上の有用性の観点から、調査実施者、報告者が把握できるような明確に区分された産業形態であること。
- (3) 国内産業の相互の連関の把握に役立たせる観点から、他の産業との関連に特徴を有していること。
- (4) 産業政策上、新規産業に係る統計を作成する必要がある等のニーズがあること。
- (5) 国際比較可能性があること。
- (6) 統計の連続性の観点から、過去との接続に問題がないこと、及び将来的にも安定した産業規模であること。